

【新設】（雇用安定助成金額の範囲）

42の12の5-2の2 措置法第42条の12の5第3項第4号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。

- (1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- (2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

【解説】

- 1 本通達においては、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用要件の判定の基礎となる給与等の支給額から控除することとなる他の者から支払を受ける金額から控除する雇用安定助成金額の範囲を明らかにしている。
 - 2 雇用安定助成金額とは、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいうこととされている（措法42の12の5③四イ）。本制度における各給与等の支給額と雇用安定助成金額を控除するか否かの関係についておおよそ次のとおりとなっている。なお、適用要件の判定において雇用安定助成金額を給与等の支給額から控除しないこととされるのは、従業員の支給を受ける給与等が助成金を原資とするものから法人の自己負担に変わっただけでその額が増加していない場合にまで増加したとして要件判定することが、本制度の目的の一つである従業員の所得の拡大という目的にそぐわないことによるものである。
- (1) 人材確保等促進税制（措法42の12の5①）

措置内容	国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の①の要件を満たすときは、次の②の金額の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。
①要件	イ 新規雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除しない。）から新規雇用者比較給与等支給額（雇用安定助成金額を控除しない。）を控除した金額の新規雇用者比較給与等支給額（雇用安定助成金額を控除しない。）に対する割合が2%以上であること。 【上乗せ要件】 ロ 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であること。
②税額控除限度額	控除対象新規雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除する。）の15%（上記①イ及びロの要件を満たす場合には、20%）相当額 ※ 調整雇用者給与等支給増加額（＝雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除する。）から比較雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除する。）を控除した金額）を上限とする。

- (2) 中小企業における所得拡大促進税制（措法42の12の5②）

措置内容	中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の①の要件を満たすときは、次の②の金額の税額控除（当期の法人税額の
------	---

	20%を限度とする。) ができる。
①要件	<p>イ 雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除しない。）から比較雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除しない。）を控除した金額の比較雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除しない。）に対する割合が1.5%以上であること。</p> <p>【上乗せ要件】</p> <p>ロ 次の(イ)及び(ロ)の要件をいたすこと</p> <p>(イ) 雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除しない。）から比較雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除しない。）を控除した金額の比較雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除しない。）に対する割合が2.5%以上であること。</p> <p>(ロ) 次の要件のいずれかを満たすこと</p> <p>A 教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること。</p> <p>B 中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画における経営力向上の証明がされたものであること。</p>
②税額控除限度額	<p>控除対象雇用者給与等支給増加額（雇用安定助成金額を控除しない。）の15%（上記①ロの要件を満たす場合には、25%）相当額</p> <p>※ 調整雇用者給与等支給増加額（＝雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除する。）から比較雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除する。）を控除した金額）を上限とする。</p>

3 ここで、雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業とは、「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。」とされ、具体的には、雇用調整助成金の支給はこれに該当する。「これに類するもの」としては、同様の趣旨で支給が行われるものが該当し、例えば雇用調整助成金に上乗せして地方公共団体から支給される助成金が該当する。こうしたことを踏まえ、雇用安定助成金額とは次のものが該当することを明らかにした。

- (1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- (2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

上記(1)について、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合の一部助成である雇用調整助成金については従来からあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整助成金について緊急対応が行われているほか、産業雇用安定助成金（在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金等の一部助成）及び緊急雇用安定助成金（雇用保険に加入していない従業員に対して休業手当等を支払う場合の一部助成）の措置が講じられており、これらについても雇用調整助成金そのものかそれに類するものとなる。そしてこれらに上乗せして地方公共団体から支給されるような助成金が雇用安定助成金に該当することを本通達の(2)において明らかにしている。

なお、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、従業員が勤務先を通さずに

給付を受けるものであり、法人が支給する給与等に充てるものではないことから本制度でいうところの雇用安定助成金額には該当しない。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 6 - 2 の 2）を定めている。